

広島県告示第五百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十二年六月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年六月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三原東城線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
世羅郡世羅町大字西神崎字大星軍六二七番一 地先から 世羅郡世羅町大字東神崎字千原一七三番一 地先まで		九・二〇〇 二・三〇〇	一〇・八〇〇 二四・八〇〇	五二八・二二〇 五二八・二二〇	拡幅